

財団法人 橋谷 奨 学 会

2011年度奨学生募集要綱

財団法人橋谷奨学会は、設立者橋谷亮助(1913～1993)の遺志に基づき日本の文化、学術、技術等の修得を目指し日本の大学等に在学しているインドネシア共和国の私費留学生に対し、1981年12月10日設立以来30年にわたり学資金を支給、友好親善の増進に努めています。

2011年度の奨学生募集を次の要領で行います。

1.応募資格

次の①～⑥の全てに該当することが必要です。

- ① 専門学校(ただし、1年以上の専門課程とする)、大学または大学院(研究生含む)に在学または入学を許可された私費留学生。
- ① インドネシア共和国籍を有し、修学または研究のため **student visa** で来日している者。
- ③ インドネシア共和国大使館に来日の報告をしている者。
- ④ 日本政府等から奨学金を受けていない者。
- ⑤ 年1回の「橋谷奨学生文化交流懇親会」に参加できる者。(毎年9～10月頃開催)
- ⑥ 奨学金支給終了後も当会との通信等を継続する意志のある者。

2.奨学金支給要件

- ① 2011年度の新規採用奨学生数は、若干名とします。
- ② 奨学金は、月額10万円とします。ただし、応募諸状況を勘案し、正規の奨学金額を変更して採用する場合があります。奨学金は原則として返還する必要はありません。
- ③ 奨学金は、在籍学校を通じて支給します。
- ④ 奨学金の支給期間は、原則として支給開始月から学校を卒業・修了するまでとします。
ただし、年度末毎の審査に合格しなければ継続支給はされません。(5の③参照)
- ⑤ 次のような場合は奨学金の支給を停止します。
 - ア、勉学または研究の指導担当から、勉学または研究の継続に不適格と認められたとき。
(留年あるいは、学業成績が著しく不良または長期欠席等のとき)
 - イ、素行不良のとき。
 - ウ、転学をしたとき。
 - エ、当会へ虚偽の申告をしたり、当会の定めに従わなかったとき。

